

弁護士会照会の 活用法



SNS関連事案における弁護士会照会

調査室 宗宮 英恵 Somiya Hanae (61期)

SNSの普及に伴い、その匿名性や情報発信の容易さから、個人に対する誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害、他人を騙った詐欺案件など様々な問題が発生しています。そこで、今回は、SNS関連事案における弁護士会照会の利用についてご紹介します。

1 匿名投稿者の特定のための照会

SNS上で匿名の者から誹謗中傷の投稿がなされた場合、その投稿者を特定する方法として、①プロバイダを照会先として、投稿の送信に用いられたIPアドレス又はメールアドレスをもとに投稿者の氏名又は名称、住所、電話番号等を照会する方法（当会会員サービスサイト→23条照会→事例一覧→事例【144】、【145】）、②当該投稿がなされているウェブサイトの運営者に対し、ドメイン名から、ウェブサイト開設者の氏名又は名称、住所、電話番号等を照会する方法があります（会員サイト事例【146】）。

2 発信者情報開示命令により 開示された電話番号を用いた照会

発信者情報開示命令により投稿者の電話番号の開示を受けた上で、当該電話番号の割当てがある通信事業者（総務省ウェブサイト「電気通信番号指定状況」等でご確認ください。）を照会先として、電話加入者の氏名又は名称、電話番号等を照会する方法があります（会員サイト事例【139】～【143】）。Facebook・Instagram、X（旧Twitter）のアカウントに関する照会については、この方法を取ることが一般的です。

この方法での照会申出を行う場合は、申出書に加えて、発信者情報開示命令書・プロバイダ事業者からの開示文書（プロバイダ事業者の担当者か

らの開示に係るメール及び照会対象番号が記載された文書）を添付資料として提出してください。

3 LINEアカウントに係る照会

LINEは現代のコミュニケーションインフラとも言える存在です。しかし、LINEアカウントは本名とは限らず、金銭の授受などの取引関係がある相手でも、実は本名や住所その他の情報が一切ないというケースも生じています。このような場合に、LINE（LINEヤフー株式会社）を照会先として、当該LINEアカウント使用者の電話番号等の登録情報を照会することが考えられます。

もっとも、現時点では、LINEへの照会は、残念ながら、「総合的な判断」などを理由に回答が得られない場合が少なくありません。とはいえ、従前に比べると回答されるケースが散見されています。そこで、最後に、調査室としても試行錯誤している段階ではありますが、申出書に記載しておくことで回答が得られやすくなるポイントをいくつかご紹介します。

- ① LINEの通報機能で依頼者アカウントから相手方アカウントを通報し、当該通報日時を記載
- ② 依頼者アカウントの登録電話番号を国番号（例：81）から記載
- ③ アカウント名は、全角・半角、大文字・小文字を区別
- ④ LINE IDの英数字にはフリガナ・ルビを付す
また、詐欺案件などの悪質な事案な場合には、その悪質性を具体的に記載し（口座凍結済み等）、アカウント情報が開示されるべき必要性・相当性を補強すると、より説得的な照会理由となります。

